

毎週火、金曜日発行(但休日相当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部
改正

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年十二月一日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十一年四月

鳥取県教育委員会規則第三号)の一部を次のとおり改正

とする。

第三条秘書調査課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 事務局職員、学校以外の教育機関の職員並びに県立学校、小学校、中学校及び養護学校の教職員の退職手当に関すること。

第三条管理課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第三条高校教育課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

義務教育課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、昭和三十七年十二月一日から施行する。